

長野県松本医療圏地域医療構想調整会議設置運営要綱

(設置)

第1 松本医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県松本医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2 調整会議は、次の事項について、協議、検討する。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) その他必要と認められること

(組織)

第3 調整会議は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等の中から松本保健福祉事務所長が選任し、知事が委嘱する。

(会長)

第4 調整会議に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6 調整会議に、病院・有床診療所部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、病院及び有床診療所の代表者とする。
- 3 部会に部会長及び副部会長並びに幹事を置き、部会の事務を掌理する。

(任期)

第7 第3第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8 調整会議の事務局を松本保健福祉事務所総務課に置く。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成29年度の調整会議は「医療計画について」（医政発第0331第57号平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）別紙「医療計画作成指針」における圏域連携会議を兼ねるものとする。

- 3 平成29年度以降の調整会議は「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を兼ねるものとする。